
第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成18年に施行された「障害者自立支援法」において、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者を含め、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう抜本的な見直しが行われ、併せて、市町村及び都道府県には、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的として障害福祉計画の作成が義務付けられました。

また、平成25年に「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、地域社会における共生の実現が基本理念として掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充がなされ、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされました。

さらに、平成28年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者の地域生活や就労定着を支援するサービスの新設、医療的ケア児など多様化する障がい児への支援の充実、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等、支援の拡充が図られるとともに、市町村及び都道府県には、障害児通所支援等の提供体制の確保を目的として障害児福祉計画の作成が義務付けられました。

このため、県では、平成19年以降、3年ごとに第1期から第4期までの「愛媛県障害福祉計画」を策定し、現在は、平成30年3月に策定した「第5期愛媛県障がい福祉計画」（以下「第5期計画」という。）と、「第1期愛媛県障がい児福祉計画」（以下「第1期児計画」という。）に基づき、市町と連携して、施策を推進しています。

障がい者の高齢化や障がいの重度化・多様化等に加え、災害や感染症発生時の支援体制の継続など、新たな課題やニーズへの対応が迫られる中、今回策定する「第6期愛媛県障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）と、「第2期愛媛県障がい児福祉計画」（以下「第2期児計画」という。）は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。））に即し、本県における計画の進捗状況や実情、課題、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者総合支援法」第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」として、市町障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、「障害者基本法」第11条第2項に基づく「第5次愛媛県障がい者計画」の実施計画として位置付けるものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じた改定を行うなど柔軟に対応します。

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
障がい者計画	← 第4次					← 第5次					
障がい福祉計画	← 第4期			← 第5期			← 第6期			→	
障がい児福祉計画				← 第1期			← 第2期				

4 障がい保健福祉圏域

前計画を継承するとともに、その他の医療、保健、福祉に関する計画との整合性を図るため、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域の6圏域とします。

圏域名	市町名	人口
宇摩圏域	四国中央市	86,406人
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市	227,931人
今治圏域	今治市、上島町	165,147人
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	641,422人
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	138,638人
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	109,587人
合計		1,369,131人

(住民基本台帳人口：令和2年1月1日)

5 基本理念及び基本方針

本計画は、「第5次愛媛県障がい者計画」を踏まえ、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図ることを基本理念とし、次の5つの基本方針により、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(1) 相談支援体制の整備・強化

障がい者（児）やその家族が適切な相談支援を受け、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、サービス等利用計画等を作成する相談支援専門員の資質向上や、障がい当事者として相談や助言を行うピアサポーター等の養成に取り組むとともに、県障がい者自立支援協議会の仕組みを活用して、市町や各種相談支援機関と連携しながら、相談支援体制の整備・強化に努めます。

(2) 障害福祉サービス等提供体制の充実

障がい者（児）の地域生活を支援するため、必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、適切な情報提供に努めるとともに、県内各地域間や障がい者（児）間でサービス提供に格差が生じないよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 入所施設等から地域生活への移行促進等

施設入所者や退院可能な精神障がい者が地域生活に移行し、定着できるよう、相談支援体制の充実や共同生活援助（グループホーム）等の整備促進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等一般住宅への入居支援等による地域における障がい者の居住の場の確保等に努めるとともに、障がい者の地域生活を多面的に支える地域生活支援拠点の整備促進等、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

併せて、障がい者の地域移行や社会参加を進めるため、地域における障がい及び障がい者理解の促進に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進等

就労意欲と能力のある障がい者が、一人でも多く福祉施設から一般就労へ移行し、定着することができるよう、必要な就労移行支援事業や就労定着支援事業等の充実を図るとともに、就労支援について、障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関が連携して取り組みます。

(5) 障がい児への切れ目のない支援体制の整備

障がいの早期発見及び適切な支援の提供が身近な地域で円滑に行われるよう、成長の各段階に応じて、医療や保健、福祉、保育、教育、就労支援等関係機関の連携

を強化し、障がい児の健やかな成長と生活を支える体制づくりに努めます。

さらに、障がい児が必要な専門的支援を受けることで、障がいの有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。